

株主各位

新潟県長岡市西蔵王三丁目5番1号
北越製紙株式会社
代表取締役社長 岸本哲夫

第171回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

さて、当社第171回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月25日(木曜日)午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日(金曜日)午前10時
2. 場 所 新潟県長岡市台町二丁目8番35号
ホテル ニューオータニ長岡 2F 白鳥の間
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第171期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第171期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)計算書類の内容報告の件決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更1の件
 - 第3号議案 定款一部変更2の件
 - 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新の件
 - 第5号議案 取締役14名選任の件
 - 第6号議案 監査役1名選任の件
 - 第7号議案 補欠監査役1名選任および選任取消の方法の件
 - 第8号議案 取締役賞与支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.hokuetsupaper.co.jp/>)に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、長期的展望に立って積極的な事業展開を推進しつつ、企業体質の強化充実をはかりながら、株主の皆様へ利益の還元を行うことを重要な経営方針の一つと考えております。この方針に基づき、当期の業績および当面の業績予想並びに配当の安定性などを総合的に考慮した結果、当期の期末配当につきましては下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額1,276,249,950円

(注) 中間配当(1株につき6円)を含めた当事業年度年間配当は1株につき金12円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月29日

第2号議案 定款一部変更1の件

1. 変更の理由

当社は、平成21年10月1日を効力発生日として、当社を完全親会社、紀州製紙株式会社を完全子会社とする株式交換を実施し、これに伴い商号を変更するものであります。ただし、本定款変更(現行定款第1条)は、紀州製紙株式会社の株主総会において当社との株式交換契約が承認され、かつ同株式交換契約に定める株式交換の効力発生を条件として、株式交換効力発生日をもってその効力を生じるものといたします。

2. 定款変更の効力発生日

平成21年10月1日

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(商号)	(商号)
第 1 条 当社は、 <u>北越製紙株式会社</u> と称する。	第 1 条 当社は、 <u>北越紀州製紙株式会社</u> と称する。
2. 英文では、 <u>Hokuetsu Paper Mills, Ltd.</u> と表示する。	2. 英文では、 <u>Hokuetsu Kishu Paper Co., Ltd.</u> と表示する。

第 3 号議案 定款一部変更 2 の件

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い所要の変更(現行定款第7条、第8条、第9条、第10条、附則の新設)を行うとともに、補欠監査役の予選の有効期間について、選任手続きの煩雑さを勘案し、会社法施行規則第96条第3項の定めに従い、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開催の時までとする旨の変更(現行定款第34条第4項)を行うものであります。

(2) ア. 当社は、平成20年6月26日開催の当社第170回定時株主総会において、有効期間を平成21年6月26日開催予定の当社定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)の終結時までとして「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入に係る基本方針」(以下「買収防衛策の基本方針」といいます。)の更新が承認されたことに基づき、同日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「買収防衛策」といいます。)を更新いたしました。当社は、その後も更に、経済情勢等の変化等や買収防衛策をめぐる動向を踏まえつつ、当社における買収防衛策のあり方について検討を続けた結果、平成21年4月30日開催の取締役会において、株主の皆様の意思をより直接に反映させるべく、買収防衛策の基本方針の更新ではなく、買収防衛策の更新を株主総会にお諮りすることを決定いたしました。つきましては、株主総会の決議により買収防衛策の導入、変更、継続および廃止を決定することができるよう、現行定款第17条第1項(決議事項)の規定を変更するものであります。

イ. 取締役会設置会社においては、会社法上、新株予約権の無償割当てに関する事項は、取締役会の決議のみをもって決定することが可能とされております（会社法第278条第3項本文）が、当社取締役会は、買収防衛策の一環としての新株予約権の無償割当てを行う場合につきましては、株主の皆様の意思の尊重の観点から、会社法第278条第3項但書に基づき、新株予約権の無償割当てを株主総会の決議又は株主総会による委任に基づく取締役会の決議によることも可能とすることが望ましいと考え、根拠規定として定款第11条を新設するものであります。なお、定款第11条第2項は、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てが行われる場合には、新株予約権の内容として、買収防衛策に定める一定の者はその新株予約権の行使又は当社による取得に当たり他の新株予約権者とは異なる取扱いを受ける旨の事項を定めることがあることから、この旨をあらかじめ明らかにするものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
<u>(株券の発行)</u>	
<u>第7条 当会社の株式については、株券を発行する。</u>	(削除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第8条 当会社の単元株式数は、500株とする。	第7条 当会社の単元株式数は、500株とする。
2. <u>当会社は、単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u>	(削除)
3. <u>当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、単元未満株式について会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>	2. 当会社の単元未満株式を有する株主は、単元未満株式について会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

現 行 定 款	変 更 案
(株券の種類)	
<p><u>第9条</u> 当社の発行する株券の種類は取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	(削除)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
<p><u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p>	<p><u>第8条</u> (現行どおり)</p>
<p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>3. 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>
<p><u>第11条</u>～<u>第12条</u> (条文記載省略)</p>	<p><u>第9条</u>～<u>第10条</u> (現行どおり)</p>
(新設)	<p>(<u>新株予約権無償割当てに関する事項の決定</u>)</p>
	<p><u>第11条</u> 当社は、<u>新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</u></p>
	<p>2. 当社は、<u>第16条第2項に規定する当社株式の大量取得行為に関する対応策の一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、新株予約権者のうち一定の者はその新株予約権の行使または取得にあたり他の新株予約権者とは異なる取扱いを受けることを定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="120 148 461 201">第3章 株主総会 第13条～第16条（条文記載省略）</p> <p data-bbox="115 238 221 261">(決議事項)</p> <p data-bbox="120 276 546 458">第17条 株主総会においては、法令または本定款に別途定めのある事項をその決議により定めるほか、当会社の株式の大量取得行為に関する対応策の<u>基本方針をその決議により定めることができる。</u></p> <p data-bbox="126 495 322 518">2.（条文記載省略）</p> <p data-bbox="120 563 461 586">第18条～第31条（条文記載省略）</p> <p data-bbox="120 624 490 677">第5章 監査役および監査役会 第32条～第33条（条文記載省略）</p> <p data-bbox="115 722 176 745">(選任)</p> <p data-bbox="120 760 546 805">第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="126 851 546 1002">2. 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる。</p> <p data-bbox="126 1047 546 1191">3. 監査役および補欠者の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="126 1236 546 1350">4. <u>補欠者の選任の効力は、選任後最初に到来する事業年度に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p>	<p data-bbox="585 148 899 201">第3章 株主総会 第12条～第15条（現行どおり）</p> <p data-bbox="574 238 680 261">(決議事項)</p> <p data-bbox="580 276 1011 458">第16条 株主総会においては、法令または本定款に別途定めのある事項をその決議により定めるほか、当会社の株式の大量取得行為に関する対応策の<u>導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。</u></p> <p data-bbox="585 495 809 518">2.（現行どおり）</p> <p data-bbox="580 563 899 586">第17条～第30条（現行どおり）</p> <p data-bbox="580 624 949 677">第5章 監査役および監査役会 第31条～第32条（現行どおり）</p> <p data-bbox="574 722 636 745">(選任)</p> <p data-bbox="580 760 809 775">第33条（現行どおり）</p> <p data-bbox="585 851 809 873">2.（現行どおり）</p> <p data-bbox="585 1047 809 1070">3.（現行どおり）</p> <p data-bbox="585 1236 1011 1380">4. 補欠者の選任に係わる決議の有効期間は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>5. 補欠者は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになった時に就任する。</p> <p>第35条～第49条（条文記載省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>5.（現行どおり）</p> <p>第34条～第48条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月6日まで有効とし、同日をもって削除するものとする。</u></p>

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成20年6月26日開催の当社第170回定時株主総会において、有効期間を平成21年6月26日開催予定の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結時までとして「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入に係る基本方針」（以下「旧基本方針」といいます。）の更新が承認されたことに基づき、同日開催の取締役会において、旧基本方針に基づく具体的な対応策（以下「旧プラン」といいます。）を更新いたしました。その後の経済情勢等の変化等や買収防衛策をめぐる動向を踏まえつつ、当社における買収防衛策のあり方について、延長の是非を含め、検討を続けてまいりました。かかる検討の結果、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本株主総会で株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、旧プランの基本的スキームは維持し、一部修正を行った「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を更新することといたしました。つきましては、第3号議案定款一部変更2の件が承認されることを条件として、本プランの更新についてご承認をお願いするものであります。

I. 当社の基本方針の内容

当社は、先進の技術と従業員の強固な信頼関係をベースとして、環境負荷を低減した紙素材の提供を通して、顧客・株主・取引先・地域社会等に貢献できる会社となり、同時に企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題と認識しております。従いまして、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社自身の企業価値を増大させ、株主共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。会社の支配権の移転については、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと認識しております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て却って企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なからず見受けられます。

当社の属する製紙産業は、設備の投資から回収まで長期間を要するものであり、中長期的視点での経営判断が必要とされます。当社は適宜・適切な設備投資を実施し、国際競争力を確保して参りましたが、こうした努力が当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられなくてはなりません。又、当社の競争力の源泉は設備の比較優位性だけでなく、需要家の皆様から当社製品の品質と短期間での納品をはじめとしたお客様の要請に応えるきめ細かなサービスに対して、多くの御支持を頂いていることにあります。さらに、当社グループ従業員の一体感を持った、高いモチベーションや、当社とその事業がなされる地域社会との関係も重要と考えられます。これらが当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上にとって不可欠であると考えております。

当社としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、このような当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 当社における基本方針の実現に資する取組みについて

当社グループは、明治40年の創業以来、一貫して紙素材を社会に提供することにより、社会経済の発展と生活文化の向上に努めております。又、国際的な競争力を有し、持続的な成長を可能とすることにより企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題と捉え、様々な経営施策を実行しております。

具体的には、三菱商事株式会社との業務提携、日本製紙株式会社との戦略的業務提携および大王製紙株式会社との技術提携など、企業価値向上につながる提携

関係をそれぞれ締結し、これらの多角的な提携関係により、海外を含めた販路の拡大、有利な原料調達先の確保、相互生産委託による収益性の向上等の競争力の強化を図っております。

このような中、当社グループではさらなる企業価値の増大を図るため、昨年4月より平成22年度までの中期経営計画「Value up - 10」(V-10)をスタートさせました。その基本方針は次のとおりです。

【Value up - 10計画 基本方針】

北越製紙グループは、品質・環境・コストの総合的国際競争力を有する紙作りカンパニーの実現に向け、N9事業の早期戦力化を通じた洋紙事業の拡充、人財力の活用およびコンプライアンス徹底等の企業価値増大施策を着実に実行し、全ステーク・ホルダーにとって魅力のある製紙企業となる。

この計画の中核をなすのは、昨年9月に新潟工場で新たに稼働したN9（9号抄紙機）であります。国際化してゆく日本の紙パルプ産業の中でその流れをリードし、さらなる国際競争力の強化を図るとともに、経営環境の変化に対応して最大限の効果を発現できる人財育成、収益の追求、内部統制管理体制の強化等を実行してまいります。

当社グループは従来から環境重視を経営課題のひとつに掲げ、Value up - 10計画においても重要な取組事項としております。そのため、他社に先駆けての環境負荷を大幅に低減した無塩素漂白パルプ（エコパルプ）の導入、木質系バイオマス発電ボイラーの建設をはじめとしたバイオマス・エネルギーの活用、輸入チップの全量植林木化等を推進してまいりました。

又、昨年初頭に発生した再生紙の配合率問題の再発防止策として、受注管理体制の強化や品質管理室の設置を行ってまいりました。加えて、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの設置、内部統制監査室の機能強化など、当社グループのコンプライアンス体制のさらなる強化に努めてまいりました。今後とも、当社グループ役職員の意識を高めるためのコンプライアンス教育プログラムを積極的に進め、コンプライアンスを徹底するための体制づくりと意識改革に取り組んでまいります。

しかし、昨年のサブプライムローン問題に端を発した世界同時不況の急速な拡大により、紙・板紙の需要は大きく減退しております。当社グループにおきましても、昨年9月に稼働したN9を長期間停止する等、大規模な生産調整を余儀なくされました。又、本年3月27日に「生産設備の一部停止及び特別損失の計上に関するお知らせ」で公表したとおり、長期化する紙・板紙の需給ギャップを解消し、今後の適正な生産体制を構築するため、長岡工場および関東工場（市川）において、計3台の生産設備を停止し、固定費の削減と集中生産による効率向上を図ることにいたしました。

さらに、当社は本年3月27日に当社を完全親会社、紀州製紙株式会社を完全子会社とする株式交換契約を締結しました。紀州製紙株式会社との経営統合は、当

社の課題である特殊紙および洋紙の非塗工紙分野の競争力を飛躍的に向上させるものであります。又、地理的な補完関係による効率的な製品物流体制の構築や原燃料の共同購買などを通じて、コスト面でも大きなシナジー効果が見込まれます。そして、今回の経営統合により、当社グループは、洋紙、白板紙、特殊紙を展開する特色ある製紙メーカーグループとして強力なコスト競争力、収益力の向上を実現してまいりたいと考えております。

当社グループでは、当社グループの原点である「北越製紙企業理念」のもと、効率経営、環境経営を通じて持続的成長を果たすとともに、総てのステーク・ホルダーの皆様の信頼に基づき、社会へより貢献できる企業へ成長し、さらに企業価値を高めてまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの更新の目的

本プランは、以下のとおり、上記Ⅰに記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、旧プランに所要の変更を加えた上で更新するものです。当社取締役会は、上記Ⅰの基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するためには、当社株式に対する大量買付が行われた場合、当該大量買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断いたしました。

以上の理由により、当社取締役会は、本株主総会で株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本プランを更新することを決定いたしました。

なお、当社株式の保有状況の概要は別紙1のとおりとなっております。当社と提携関係にある三菱商事が24.09%保有しておりますが、三菱商事による当社の株券等の取得・保有は当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと認められることから、三菱商事による当社株式の取得・保有について本プランに基づく対抗措置が発動されることはありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付等（下記(2)「対抗措置の発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付者等（下記(2)「対抗措置の発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「対抗措置の発動に係る手続」ご参照）。

(b) 対抗措置の発動と独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、買付者等による買付等が下記(3)「対抗措置発動の要件」(a)ないし(h)に該当し対抗措置を発動することが相当であると認められる場合は、当社は、会社法その他の法律および当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）をとり、当該買付等に対抗することがあります。当社取締役会は、具体的にいかなる対抗措置を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、現時点における具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うことを予定しており、その場合には、当該買付者等による権利行使は認められないとの差別的行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の差別的取得条項等の条項が付された新株予約権（その詳細は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、対抗措置の発動、不発動又は中止等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙2ご参照）に従い、(i)当社社外監査役又は(ii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。独立委員会の委員には、独立委員会の現任委員である当社社外監査役佐藤歳二氏、同内田一夫氏および株式会社アルビレックス新潟取締役会長池田弘氏が、それぞれ就任する予定です（各委員の氏名および略歴については別紙3ご参照）。

(c) 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当

社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランにおいては、以下①ないし③に該当する行為（当社取締役会が当該買付等と同視しうる行為と合理的に判断した行為を含み、当社取締役会が予め承認した場合を除きます。以下「買付等」と総称します。）を対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、大規模買付者グループ（注1）の、買付け等の後における株券等保有割合²の合計が20%以上となる買付け等
- ② 当社が発行者である株券等³について、公開買付け⁴の後における公開買付者グループ（注2）の株券等所有割合⁵の合計が20%以上となることを目的とする公開買付け
- ③ 当社が発行者である株券等についての買付け等又は公開買付けの実施にかかわらず、大規模買付者グループと、当該大規模買付者グループとの当社の株券等に係る株券等保有割合の合計が20%以上となるような当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該大規模買付者グループに属するいずれかの者の共同保有者⁶に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該大規模買付者グループに属するいずれかの者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはこれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁷を樹立する行為

(注1)

「大規模買付者グループ」とは、当社が発行者である株券等の保有者⁸およびその共同保有者、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他当該保有者又は共同保有者と実質的利害を共通にしている者、並びにこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を合わせたグループをいいます。

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下、別段の定めがない限り同様とします。

² 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合につき、株券等の保有者および共同保有者以外の大規模買付者グループに属する者を同項に規定する共同保有者とみなして算出した割合をいいます。以下、別段の定めがない限り同様とします。

³ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下、同じ。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等保有割合につき、公開買付者および特別関係者以外の公開買付者グループに属する者を同項に規定する特別関係者とみなして算出した割合をいいます。以下、別段の定めがない限り同様とします。

⁶ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項により共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みません）。以下、同じ。

⁷ このような関係が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係および資金提供関係等の形成や、当該大規模買付者グループに属する者および当該他の株主が当社に対して直接間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項により保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。以下、同じ。

(注2)

「公開買付者グループ」とは、公開買付者自身と、その特別関係者⁹、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他公開買付者又はその特別関係者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、およびこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を合わせたグループをいいます。

以下、公開買付者グループおよび大規模買付者グループと、上記③において定める「他の株主」とを併せて、「買付者等」といいます。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名前および職歴等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法および内容（経営参画の意思の有無、買付対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

⁹ 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下、同じ。

- ④ 買付等の資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みまず。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- ⑥ 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦ 買付者等が買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑧ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑨ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社に係る利害関係者に対する処遇方針ないし影響
- ⑩ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、原則として最長30営業日の期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料、および代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

買付者等から買付説明書および本必要情報（追加的に要求したものも含みます。）および（上記のとおり当社取締役会に対して情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報・資料等の提供が充分になされたとき独立委員会が認めた場合、独立委員会が、原則として最長60営業日¹⁰の検討期間（但し、下記(d)③に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定するとともに、自ら又は当社取締役会等をして、買付者等から本必要情報の提供がなされた旨、独立委員会検討期間を設定した旨および設定した当該独立委員会検討期間について速やかに情報開示し、かかる開示の日をもって独立委員会検討期間の開始日とするものとします。

¹⁰ 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討および買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。又、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間内において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとします。又、独立委員会が対抗措置の発動を勧告している場合も、買付者等は買付等を開始することはできないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③ 株主に対する情報開示

独立委員会は、自ら又は当社取締役会等をして、買付説明書の提出の事実とその概要については速やかに情報開示を行うものとし、本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切であると合理的客観的に判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告又は決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記③に従い独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合にはその旨および延長・再延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)および(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「対抗措置発動の要件」に定める要件のいずれかに該当し対抗措置の発動が相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告（但し、独立委員会は、必要と認めた場合には対抗措置の発動時期等について条件等を付して勧告をすることができます。）します。

但し、独立委員会は、一旦対抗措置の発動を勧告した後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、対抗措置発動の中止を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に対して勧告することができるものとします。

- (i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「対抗措置発動の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても直ちに対抗措置を発動することが相当ではなくなった場合

② 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「対抗措置発動の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c)①に規定する意見および独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

但し、独立委員会は、一旦対抗措置の不発動の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「対抗措置発動の要件」に定める要件のいずれかに該当し対抗措置を発動することが相当であると判断するに至った場合には、対抗措置の発動を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までには、対抗措置の発動又は不発動の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、独立委員会検討期間が延長された旨および延長の理由の概要を速やかに情報開示するとともに、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に対抗措置の発動又は不発動の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の上記勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動等に関する決議（対抗措置の発動又は不発動の中止を含みます。）を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(3) 対抗措置発動の要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し対抗措置を発動することが相当であると認められる場合、上記(2)「対抗措置の発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議を原則として、その時点で最も適切と当社取締役会が判断した対抗措置を発動することとします（現時点における具体的な対抗措置は、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。）。なお、上記(2)「対抗措置の発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し対抗措置を発動することが相当であるかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

- (a) 上記(2)「対抗措置の発動に係る手続」(b)に定める情報提供および独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる買付等である場合
- ① 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

- (d) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合
- (f) 買付者等による支配権取得により、従業員・取引先・顧客・地域社会（製紙産業としての工場立地の特殊性、環境関連規制の不遵守による地域住民の健康・安全への悪影響、工場閉鎖・リストラ等による地域住民の雇用に与える悪影響等）その他の利害関係者の利益が著しく損なわれ、それにより中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損されると合理的な根拠をもって判断される場合
- (g) 買付者等による買付等の後の経営方針又は事業計画等の内容が著しく不十分又は不適当であることが客観的かつ合理的に明らかである場合（買取提案の内容につき、(i)その実現可能性に客観的かつ合理的な疑いがある場合、(ii)資金面に著しい支障が生ずる客観的かつ合理的な可能性がある場合（買取時の資金調達により、財務状況が著しく悪化する客観的かつ合理的な可能性がある場合を含む。）、(iii)当社の生産活動における安全性もしくは生産性に重大な支障をきたす客観的かつ合理的な可能性がある場合、(iv)顧客の理解が得られない客観的かつ合理的な可能性のある事業運営・拡大を行うものである場合、(v)顧客との取引条件に大幅な変更を生じる客観的かつ合理的な可能性がある場合、(vi)中長期的な企業価値の確保・向上の観点から見て必要である従業員の理解を得ることが客観的かつ合理的に困難である場合。)
- (h) 法令又は定款等に違反する買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

当社取締役会は、具体的にいかなる対抗措置を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、現時点における本プランに基づき実施する対抗措置としては、本新株予約権の無償割当てを予定しており、対抗措置として本新株予約権の無償割当てが選択された場合の本新株予約権の概要は、別紙4「本新株予約権無償割当ての概要」記載のとおりです。

本新株予約権無償割当てをする場合には、特定買付者等（別紙4「本新株予約権の無償割当ての概要」7に定義されます。以下、同じ。）による権利行使は認められないとの差別的行使条件や、当社が特定買付者等以外の者が有する本新株予約権を取得して対価として当社株式を交付することができる旨を定めた差別的取得条項などの条項が定められる予定です。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成22年3月期にかかる定時株主総会の終結時までとします。但し、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとします。又、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは証券取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

3. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主の皆様にご与える影響

本プランの更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

本プランが更新され、本プランに基づき本新株予約権無償割当て決議がなされた場合に株主の皆様にご与える影響は以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の無償割当ての手續および株主名簿への記録の手續

当社取締役会において、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）を行うことがあります。その場合には、当社は、当該決議において割当期日（以下「割当期日」といいます。）を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。従いまして、株主の皆様におかれては、当該割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記Ⅲ.2.(2)「対抗措置の発動に係る手續」(d)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて

取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社が本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の株価の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の方は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株（当社取締役会が、本新株予約権の無償割当て決議に際し、発行可能株式総数の範囲内で、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）を1株を超える数又は1株未満の数と定めた場合においては、当該定められた数）の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかると株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株（当社取締役会が、本新株予約権の無償割当て決議に際し、発行可能株式総数の範囲内で、対象株式数を1株を超える数又は1株未満の数と定めた場合においては、当該定

められた数)の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等を表明する当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

IV. 上記の取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

1. 本プランが上記Ⅰの基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する買付等が行われた場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。従いまして、本プランは、当社の上記Ⅰの基本方針に沿うものです。

2. 本プランが株主共同の利益を損なうものでなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは以下に述べるとおり高度の合理性を有しており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主の合理的意思に依拠したものであること

本プランは、上記のとおり本株主総会において承認されることにより更新されます。又、上記Ⅲ.2.(5)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランの有効期間は平成22年3月期にかかる定時株主総会の終結

時までと限定されており、かつその有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとされており、本プランの消長および内容は、当社株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、上記Ⅲ. 2. (1)「本プランの概要」(b)に記載したとおり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置することとしております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外監査役又は(ii)社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。

又、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランにおいては、上記Ⅲ. 2. (2)「対抗措置の発動に係る手続」および(3)「対抗措置発動の要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ本プランに基づく対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記Ⅲ. 2. (2)「対抗措置の発動に係る手続」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(7) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 2. (5)「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランが株主総会決議により廃止された場合には、本プランは当該決議に従いその時点で廃止されることとなります。又、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、そのため、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。又、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

当社株式の保有状況の概要
(平成21年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 500,000,000株
2. 発行済株式総数 214,052,054株
3. 単元株式数以上保有している株主数 4,426名 (1単元の株式数 500株)
4. 大株主(上位10名)

氏名又は名称	住 所	保有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する保有株式 数の割合 (%)
三菱商事(株)	東京都千代田区丸の内2-3-1	51,564	24.09
日本製紙(株)	東京都北区王子1-4-1	18,367	8.58
日本マスタートラスト 信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	13,111	6.13
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	9,286	4.34
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)(信託口4G)	東京都中央区晴海1-8-11	6,008	2.81
日本興亜損害保険(株)	東京都千代田区霞が関3-7-3	5,992	2.80
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株)(住友信託銀行再信託分・ 王子製紙(株)退職給付信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	5,614	2.62
(株)みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	4,697	2.19
大王製紙(株)	愛媛県四国中央市三島紙屋町 2-60	4,286	2.00
(株)第四銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通 7-1071-1	4,217	1.97
計	—	123,145	57.53

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(住友信託銀行再信託分・王子製紙(株)退職給付信託口)については、王子製紙(株)が保有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権は王子製紙(株)の指図により行使されることとなっています。

5. 当社役員の当社株式の保有状況

- (1) 全役員の保有株式数合計 366,000株
- (2) 発行済株式総数に対する全役員の保有株式数合計の割合 0.1710%

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外監査役又は(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならない。又、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。又、社外監査役であった独立委員会委員が、監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議（対抗措置の発動又は不発動の中止を含む。）を行う。なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動又は不発動（独立委員会は、必要と認めた場合には対抗措置の発動時期等について条件等を付して勧告をすることができる）
 - ② 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ 本プランの廃止又は変更（但し、変更については、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは証券取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）
 - ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定

- ② 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- ③ 買付者等との交渉・協議
- ④ 代替案の提出の要求・代替案の検討
- ⑤ 独立委員会検討期間の設定・延長
- ⑥ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- ⑦ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。又、独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
- ・ 独立委員会は、必要があれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

独立委員会委員略歴

- 佐藤 歳 二 (昭和11年4月23日生)
- 昭和39年4月 裁判官任官
 昭和49年4月 東京地方裁判所判事
 平成2年4月 最高裁判所上席調査官
 平成8年2月 新潟地方裁判所所長
 平成11年6月 横浜地方裁判所所長
 平成13年4月 弁護士登録
 平成13年4月 新東京法律事務所
 平成13年4月 早稲田大学法学部特任教授
 平成16年4月 早稲田大学大学院法務研究科教授
 平成16年6月 当社監査役 (現任)
 平成17年9月 財団法人司法協会理事 (現任)
 平成18年7月 当社独立委員会委員長 (現任)
 平成19年4月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科客員教授 (現任)
 平成19年9月 ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法弁護士事務所
 坂井・三村・相澤法律事務所 (外国法共同事業) (現任)
- 内田 一 夫 (昭和15年12月18日生)
- 昭和34年4月 東京国税局総務部採用
 平成4年7月 巻税務署長
 平成7年7月 所沢税務署長
 平成9年7月 水戸税務署長
 平成10年7月 関東信越国税局徴収部長
 平成11年9月 内田一夫税理士事務所代表 (現任)
 平成16年6月 当社監査役 (現任)
 平成18年7月 当社独立委員会委員 (現任)
- 池田 弘 (昭和24年8月6日生)
- 昭和52年1月 宗教法人愛宕神社宮司 (現任)
 昭和52年4月 新潟総合学院 (現学校法人新潟総合学院) 理事長
 平成8年4月 株式会社アルビレックス新潟代表取締役
 平成10年7月 社会福祉法人愛宕福祉会理事長 (現任)
 平成12年12月 学校法人新潟総合学園 (新潟医療福祉大学) 理事長
 平成17年3月 宗教法人神明宮宮司 (現任)
 平成17年3月 株式会社アルビレックス新潟代表取締役会長
 平成18年7月 当社独立委員会委員 (現任)
 平成20年2月 株式会社アルビレックス新潟取締役会長 (現任)
 平成20年2月 医療法人愛広会理事長 (現任)
 平成20年4月 学校法人新潟総合学園総長・理事長 (現任)
 平成20年4月 学校法人国際総合学園総長・理事長 (現任)

本新株予約権無償割当ての概要

1 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の発行可能株式総数から最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）を減じた株式の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことができる。

2 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てる。

3 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

4 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、原則として 1 株とする。ただし、当社取締役会は、本新株予約権無償割当て決議において、発行可能株式総数の範囲内で、対象株式数を 1 株を超える数又は 1 株未満の数と定めることができる。

5 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

6 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。

7 本新株予約権の行使条件

買付者等、又は買付者等から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、その他当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議により別途定める者（以下「特定買付者等」という。）は、原則として本新株予約権を行使することができない。又、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができない（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記9項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。）。

その他詳細については、当社取締役会が、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

8 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

9 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。又、かかる取得がなされた日以降に、特定買付者等以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、当該特定買付者等以外の者の有する未行使の本新株予約権の全てを同様に取得することができるものとし、その後も同様とする。
- ③ その他当社が本新株予約権を取得できる場合およびその条件については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

上記のほか、その他必要な事項については、当社取締役会が、本新株予約権無償割当て決議において別途定めた上で公表するものとする。

第5号議案 取締役14名選任の件

現任取締役全員（14名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	保有する 当社株式の数
1	岸本 哲夫 (昭和20年5月16日生)	昭和44年7月 三菱商事株式会社入社 平成10年4月 同社紙製品包装資材部長兼パルプ事業部長 平成11年3月 当社参与物資本部資材部長 平成11年6月 当社取締役物資本部副本部長兼資材部長 平成13年6月 当社常務取締役物資本部長 平成16年6月 当社専務取締役物資本部長 平成17年6月 当社代表取締役専務物資本部長兼資材部長 平成18年7月 当社代表取締役副社長物資本部長兼社長室担当 平成19年4月 当社代表取締役副社長資源・原料本部長兼社長室担当 平成19年6月 当社代表取締役副社長 CO-CEO 兼資源・原料本部長 平成20年4月 当社代表取締役社長 CEO 兼資源・原料本部長 現在に至る	53,000株
2	田村 潔 (昭和21年5月31日生)	昭和44年4月 当社入社 平成7年1月 当社営業本部第二営業部長 平成9年2月 当社営業本部白板紙営業部長 平成11年6月 当社参与営業本部白板紙営業部長 平成13年6月 当社取締役営業本部白板紙営業部長 平成14年6月 当社取締役営業本部大阪支社長 平成19年6月 当社常務取締役営業本部大阪支社長兼名古屋営業所管掌 平成20年4月 当社常務取締役営業本部長 現在に至る	28,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	保 有 す る 当社株式の数
3	下 越 典 彦 (昭和22年11月25日生)	昭和45年4月 当社入社 平成10年12月 当社参与市川工場長兼事務部長 平成11年6月 当社取締役市川工場長兼事務部長 平成12年4月 当社取締役関東工場長 平成17年6月 当社常務取締役新潟工場長 平成19年6月 当社常務取締役技術開発本部長兼新潟工場長 平成20年4月 当社取締役技術開発本部長兼新潟工場長 現在に至る (他の法人等の代表状況) MC北越エネルギーサービス株式会社 代表取締役副社長	34,500株
4	赤 川 公 一 (昭和23年6月16日生)	昭和47年4月 当社入社 平成9年3月 当社企画財務部企画担当部長 平成11年6月 当社企画財務部長 平成13年4月 当社新潟工場事務部長 平成15年6月 当社取締役企画財務部長 平成17年10月 当社取締役企画財務部長兼社長室長補佐 平成20年4月 当社取締役企画財務部担当兼企画財務部長兼営業本部副本部長兼社長室長 平成20年10月 当社取締役経営企画部担当兼経営管理部担当兼営業本部副本部長兼社長室長 現在に至る	19,500株
5	佐々木 孝 行 (昭和24年4月17日生)	昭和49年5月 紀州製紙株式会社入社 平成15年6月 同社執行役員 平成18年6月 同社取締役 平成19年6月 同社常務取締役 平成20年6月 同社代表取締役社長 現在に至る (他の法人等の代表状況) 紀州製紙株式会社 代表取締役社長 紀州紙業株式会社 代表取締役社長	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	保有する 当社株式の数
6	菅原 洋 (昭和24年6月22日生)	昭和47年4月 当社入社 平成7年10月 当社新潟工場工務部技術室技術担当部長 平成9年5月 当社新潟工場工務部長 平成14年10月 当社技術開発本部技術開発部長 平成15年6月 当社取締役技術開発本部副本部長兼技術開発部長 現在に至る	19,000株
7	細井 和 則 (昭和24年9月22日生)	昭和47年4月 当社入社 平成8年3月 当社総務部労務担当部長 平成11年6月 当社総務部長兼労務担当部長 平成17年6月 当社取締役総務部長兼労務担当部長 平成21年4月 当社取締役総務部長兼労務担当部長兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー 現在に至る	18,000株
8	土田 道夫 (昭和25年4月29日生)	昭和49年4月 当社入社 平成10年10月 当社勝田工場工務部長 平成12年4月 当社関東工場工場長代理兼勝田工務部長 平成15年7月 当社関東工場工場長代理兼勝田工務部長兼第二勝田工務部長 平成17年6月 当社取締役関東工場副工場長兼勝田工務部長兼第二勝田工務部長 平成18年4月 当社取締役関東工場副工場長 平成19年6月 当社取締役関東工場長 現在に至る	18,000株
9	小野田 莊平 (昭和27年9月30日生)	昭和52年4月 当社入社 平成14年3月 当社新潟工場工務部技術室技術担当部長 平成14年10月 当社新潟工場工務部長 平成19年6月 当社取締役新潟工場副工場長兼工務部長 現在に至る	11,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	保有する当社株式の数
10	浅井文樹 (昭和24年9月26日生)	昭和48年4月 当社入社 平成9年10月 当社営業本部洋紙営業部コート紙担当部長 平成13年11月 当社営業本部付部長兼名古屋営業所長 平成16年9月 当社営業本部洋紙営業部長兼新潟営業所長 平成19年6月 当社執行役員営業本部洋紙営業部長兼新潟営業所長 現在に至る	3,001株
11	春木洋一 (昭和23年9月8日生)	昭和46年4月 紀州製紙株式会社入社 平成15年6月 同社執行役員大阪工場長 平成18年6月 同社取締役生産本部紀州工場長 平成19年6月 同社取締役生産本部長兼紀州工場長 現在に至る	0株
12	木下真一 (昭和26年2月25日生)	昭和49年4月 三菱商事株式会社入社 平成13年4月 同社包装事業ユニットマネージャー兼紙製品第一ユニットマネージャー 平成14年4月 同社資材本部戦略企画室長 平成17年4月 同社中国副総代表(華南)兼香港三菱商會社社長 平成18年4月 同社理事 平成21年5月 当社参与営業本部副本部長(海外担当・物流担当)兼営業企画部長兼社長室長補佐 現在に至る	0株
13	加賀道夫 (昭和27年4月23日生)	昭和51年4月 三菱商事株式会社入社 平成13年4月 同社資材本部タバコユニットマネージャー 平成15年10月 同社資材本部生活資材ユニットマネージャー 平成17年4月 同社資材本部セメントユニットマネージャー 平成18年4月 同社ライフスタイル本部紙・パッケージングユニットマネージャー兼ALPACユニットマネージャー 平成19年4月 同社執行役員ライフスタイル本部副本部長 平成20年4月 同社執行役員資材本部長 現在に至る	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	保有する当社株式の数
14	三輪 正明 (昭和19年9月10日生)	昭和43年4月 当社入社 平成7年6月 当社取締役技術開発本部副本部長兼技術開発部長 平成11年6月 当社常務取締役新潟工場長 平成14年6月 当社専務取締役技術開発本部長 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成19年6月 当社代表取締役社長 CEO 平成20年4月 当社取締役（特命担当） 現在に至る	55,500株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 加賀道夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏の三菱商事株式会社における豊富な経験と幅広い見識により、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただきたいと考えております。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役について適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者の加賀道夫氏の選任が承認された場合、定款に基づき、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定です。

第6号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって現任監査役1名が任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

又、本議案の提出につきましては予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	保有する当社株式の数
土田 文芳 (昭和25年8月19日生)	昭和49年4月 当社入社 平成11年3月 当社企画財務部経理担当部長 平成17年5月 当社参与企画財務部経理担当部長 平成17年6月 当社常勤監査役 現在に至る	13,000株

- (注) 1. 監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第7号議案 補欠監査役1名選任および選任取消の方法の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役佐藤歳二氏および内田一夫氏の補欠の社外監査役として佐藤 久氏を選任することをお願いするものであります。なお、候補者からは監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

又、佐藤 久氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	保有する当社株式の数
佐 藤 久 (昭和19年8月22日生)	昭和38年4月 東京国税局総務部採用 昭和56年7月 関東信越国税局調査査察部 調査管理課国税調査官 平成5年7月 関東信越国税局調査査察部 特別国税調査官 平成10年7月 巻税務署長 平成14年7月 水戸税務署長 平成15年8月 佐藤久税理士事務所代表 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 佐藤 久氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 佐藤 久氏は、税理士の資格を有しておられることから、財務および会計に関する高い見識により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

第8号議案 取締役賞与支給の件

社外取締役を除く当期末時点の取締役13名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額55,000,000円を支給いたしたいと存じます。なお、各氏に対する具体的な金額、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

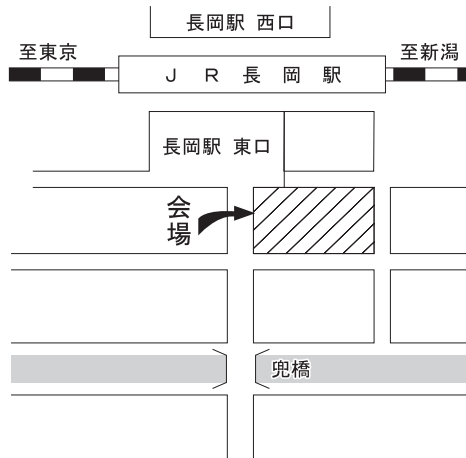
以 上

株主総会 会場ご案内略図

新潟県長岡市台町二丁目8番35号
TEL 0258-37-1111

ホテルニューオータニ長岡

(上越新幹線 J R 長岡駅 東口)



この招集ご通知は弊社キンマリを使用しております。